

## 水道用粉末活性炭購入仕様書

1. 本仕様書により購入する粉末活性炭は、上水道用に使用するもので以下の内容に適合するものとする。

2. 粉末活性炭の規格、品質及び荷姿は下記のとおりとする。

### ① 規格

項 目		規 格
①	フェノール価	25以下
②	A B S 価	50以下
③	メチレンブルー脱色力【ml/g】	150以上
④	よう素吸着性能【mg/g】	900以上
⑤	p H (1%懸濁液の浸出液)	4～11
⑥	塩化物【%】	0.5以下
⑦	電気伝導率【 $\mu$ s/cm】(1%懸濁液の浸出液)	900以下
⑧	乾燥減量【%】	50以下
⑨	ふるい残分【%】(ふるい目開き 75 $\mu$ m)	10以下

### ② 品質

納入する粉末活性炭は、JWWA K113:2005-2(水道用粉末活性炭)に定める品質と同等以上のこと。また、水道施設の技術的基準を定める省令第1条第16号別表第1に規定する評価項目の評価基準値に適合する品質を有すること。

なお、最大注入率は100mg/lとする。(水分50%の粉末活性炭の換算した値)

### ③ 荷姿

荷姿は360kg入りフレコンバッグで納入すること。

3. 受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出すること。

- ・ 2. ①規格、②品質を証明する分析結果書
- ・ 安全データシート

また、納入の都度、活性炭の製造メーカー発行の検査成績書を1部提出すること。

4. 計量は県の検査を受けた計量所で行い、計量票を提出すること。

5. 納入場所は鳥羽浄水場(明石市鳥羽1506-1)内指定場所とする。ただし、市内の他水道施設を指定する場合がある。

6. 浄水場職員の指示(納入日の2日前までに連絡する)により定められた量(1回あたりの納入量は原則360kg入りフレコンバッグ6袋(2,160kg))を定められた日(平日の9:30~16:00)に納入すること。1回あたりの納入量は変更する場合がある。

年間予定数量は 57,600 kg とするが、水源水質の変動により増減することがある。  
なお、年末は 12 月 27 日まで納入可能であること。

7. 指定場所までの搬入は、全て受注者が行うこと。

その際の搬入用の吊り下げ及び移動装置は現場に装備していない。(但し、搬入建屋内に 2 トン車までであれば入ることはできる。建屋内には吊り下げ装置有り。クレーン装置付きトラック 4 トン車までであれば建屋内への荷下ろしはできる。)

また、投入後の空バッグについても受注者が持ち帰ること。

8. 購入費の支払いは月ごとに行うものとする。発注者は請求を受けた日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

9. 受注者は本仕様書の履行にあたり、受注者の責任に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。また、異物混入など製品品質に起因する活性炭供給不良が発生した場合、受注者は発注者の指示のもと、該当する納入品の引取並びに代替品の納入を速やかに行うこと。これに要する費用は受注者の負担とする。あわせて、供給装置の整備修繕等にかかる費用負担の責を負うものとする。

[供給装置概要]

① 活性炭注入ポンプ

- ・型式 電動ダイヤフラムポンプ
- ・口径 吸込：φ25mm 吐出：φ25mm
- ・吐出し量 2.8L/min
- ・出力 0.4KW
- ・取扱物 活性炭スラリー

② 活性炭貯留槽

- ・形式 円形堅型密閉ポリエチレンタンク
- ・貯留容量 3 m<sup>3</sup>
- ・攪拌機 0.75KW
- ・水位計 電極式

③ 補充用水槽

- ・形式 円形堅型開放型蓋付ポリエチレンタンク
- ・貯留容量 200L
- ・移送ポンプ 0.75KW

その他配管類一式

10. 本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。